

労働・資本から環境汚染・資源利用への税制のシフト・拡大について

— 目次 —

欧州委員会等による労働・資本から環境汚染・資源利用への税制のシフト・拡大に関する議論の紹介……	2
我が国の税制体系と環境汚染・資源利用への税制等に関する導入状況……………	10

**欧州委員会等による労働・資本から環境汚染・資源利用への
税制のシフト・拡大に関する議論の紹介**

環境税について

OECD(2011)『環境税 — 政策立案者のための手引』(抄)

導入目的

- 環境コストを価格付けすることにより、市場の失敗に直接的に対処する。
- 消費者や企業は、環境負荷を抑制するための費用最小化行動を柔軟に決定できる。

課税標準

- 原則として、環境被害の原因となる汚染物質や汚染行動を課税標準とすべき。
- 低所得者世帯、汚染物質を集約的に用いる産業、貿易産業などへの課税による影響に配慮すべき。

課税範囲

- 環境被害の範囲に応じて設定されるのが理想的である。
- ✓ 廃棄物や有害化学物質への課税は、自治体レベルでの課税が効果的と考えられる。
- ✓ 大気や水の汚染などの地球規模の環境被害には国際的な規模の税で対応されるのが望ましい。

税率

- 税收確保の観点とともに、環境被害の社会的費用やそのほかの負の波及効果を反映するよう設定される必要がある。

政策の信頼性・予測可能性

- 環境改善を動機付けるため、税制施策は信頼性があり、税率は予測可能なものでなければならない。
- ✓ 資本投資、技術革新プログラム、耐久消費財購入に関わる意思決定は、投資家、家計、企業の価格に関する長期的な予見と期待に依存する。
- ✓ 税率変更プロセスは、国民が将来の意思決定の変更のタイミングが見通せるよう、透明であるべき。

税收使途

- 環境関連税の税收は、財政再建や他の税の減税に役立つ。
- ✓ 特に化石燃料への税率は現行より一層高く設定すべきであり、将来的に多くの税收が見込まれる。
- ✓ 一般に、環境税の税收は、一般政府予算として扱われ、他の分野での支出、債務削減、減税などに用いられる。

所得分配

- 一般に、環境税とは別の政策により対処すべきである。
- ✓ 低所得者世帯に対しては、個人所得税の引下げ、税制内外による低所得者支援など他の再分配政策により対処される。

ポリシーミックス

- 環境税のみの制度下では、環境改善につながる革新的技術が開発される可能性が低いいため、研究開発を目的とした他の施策により必要がある。

環境税制改革(ETR)について

- 環境税制改革(ETR)とは、「労働や資本から、資源利用や汚染など環境に有害な活動に税負担の移行が行われる税制の改革」のこと。得られた収入を税収中立的に経済に再分配することも特徴。
- 環境上の効果に加え、雇用の創出やイノベーション促進など様々な効果をもたらすとして、欧州を中心に、様々な取組が行われている。

環境税制改革の概要

- 環境税制改革とは、国の税制全体を見直し、税負担を既存の税から環境関連税にシフトすること(環境財政改革とも呼ばれる)。
- 労働(個人所得税)、資本(法人所得税)、消費(VAT、その他の間接税)など経済に歪みをもたらす税制(グッツ課税)から、環境に有害な行為への課税(バズ課税)にシフトすることで、資源利用の効率化や環境改善を促進しつつ、税収中立的な税制改革を実施することが可能となる。
- 加えて、環境税制改革による経済効果(生産性の向上や雇用の拡大、イノベーション促進等)が期待されている。

<環境税制改革の主な効果>

主な効果	主な内容
環境上の効果	・ 環境税導入により、環境汚染行為の外部費用(社会的コスト)が市場に適正に反映され、汚染行為の削減に寄与。
生産性の向上・雇用の促進	・ 環境税収の増加分を労働・資本に対する税(経済活動に対する負のインセンティブ)の軽減等に充当することにより、生産性の向上に寄与。(ただし、エネルギーコストの増加による生産性の低下とトレードオフの関係となる) ・ 同様に、環境税収の増加分を企業の雇用に係る費用の削減に活用することにより、雇用の拡大に寄与。
技術革新の促進	・ 従来技術と省エネ・省資源技術の相対価格が変化し、環境関連産業の技術革新に寄与。

<諸外国の事例(主に炭素税・エネルギー税に関するもの)>

国	主な内容
スウェーデン	・ 1991年に大規模財政改革の一環でCO2税を導入。所得税、法人税等の減税を同時に実施。
デンマーク	・ 1994年から2002年にかけて、家庭・産業部門にエネルギー・CO2税が課される一方、雇用主の社会保障負担を軽減。
ドイツ	・ 1999年から2003年にかけて、既存の鉱油税率の引上げを段階的に実施。税収を企業の社会保険料の引き下げに活用。
カナダBC州	・ 2008年に炭素税導入。2013年にかけて税率引上げを段階的に実施。税収を所得税の引き下げに活用。
アイルランド	・ 2011年に炭素税導入。税収は一般会計に繰り入れ、財政健全化に寄与。

環境税による「二重の配当」について

○「二重の配当」とは、環境税収を法人税や所得税の減税や社会保障費の削減等に活用することにより、環境改善効果に加え、雇用増加等の経済にプラスの効果をもたらすこと。欧州等における環境税制改革においてその効果が実際に報告されている。

二重の配当の概要

- 二重の配当とは、環境関連税の新規導入や税率の引き上げが、排出削減等の環境効果に加え、増収分を税収中立的に活用することで、経済に歪みをもたらす税(法人税、所得税等)の減税等に活用することが可能となり、経済活性化にもつながることを指す。欧州の環境税制改革(ETR)等で実施されている。
- 二重の配当を実践する手法には、炭素税や排出量取引制度(オークション収入を経済に還流する場合)、燃料課税の引上げによりエネルギー価格を上げる方法等がある。
- ケンブリッジ・エコノメトリクスによるE3MGモデルを用いた分析によれば、環境税制改革がCO2排出量の削減とGDP成長の両立につながり、二重の配当が実現されるという試算結果が示されている。
- 北欧諸国では、1990年代初頭から炭素税が導入され、税率が段階的に引き上げられるとともに、法人税率は段階的に引き下げられ、環境と経済のデカップリングが実現されてきた。また、ドイツでは2000年前後に燃料価格の引上げを実施し、同時に法人減税及び企業の社会保障費の削減を実施することで、雇用の創出を実現。

(参考)炭素の配当に関する動向(「Carbon Dividends Plan」)

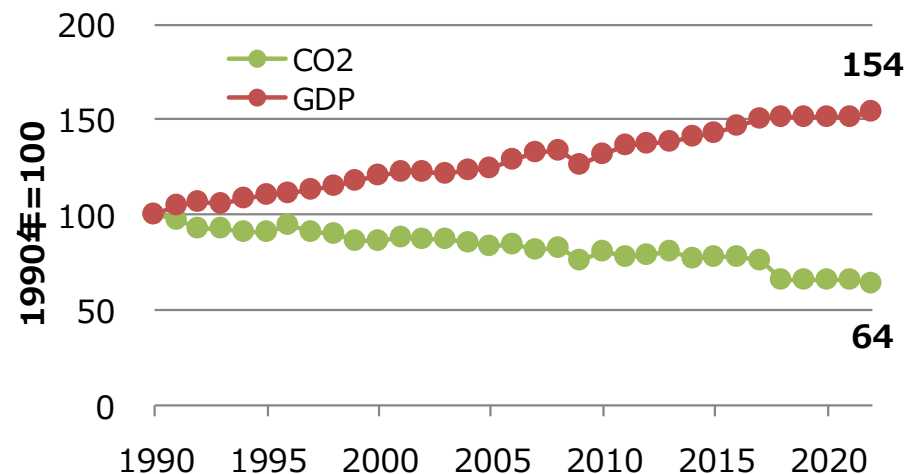
- 2017年2月(2019年9月更新)、米国の政治家や国際的な企業等により構成されるClimate Leadership Councilは、米企業の競争力の保持や、他国の「ただ乗り」を防ぐための米国政府に対する政策提言「炭素配当計画(Carbon Dividends Plan)」を発表。
- 「炭素配当計画」は、①40ドル/tCO₂から徐々に上昇する炭素税の導入、②炭素税の税収を米国民に「配当」として還元、③炭素税の導入を阻む不要な規制の撤廃、④国境調整措置の導入、の4本柱で構成される。
- 同等の炭素価格を有しない国への輸出に対して既に支払った炭素税を還付する一方、同等の炭素価格を有しない国からの輸入品に対してその製品の炭素含有量に応じた課徴金(fees)を課す。得られた収入は、「炭素の配当」という形で米国民に還元することで、大幅な排出削減を達成すると同時に、国民の保護と企業の成長を促す。また、「配当の人気」によって、政策の長期化が確保されるとしている。

(参考)ドイツの環境税制改革

- ドイツは、1999年～2003年に、鉱油税率の引上げと電気税の新設を行う環境税制改革を実施。
- 環境税制改革による増収分は、主に企業の社会保険料負担の引き下げに活用(二重の配当)。

ドイツにおける環境税制改革の概要

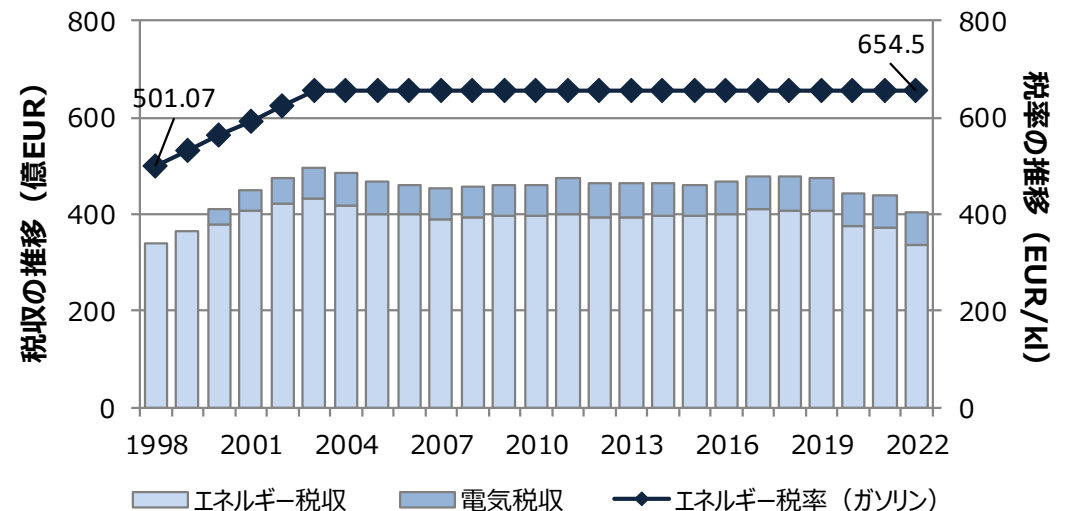
年	内容
1999年～2003年	<ul style="list-style-type: none"> 環境税制改革を実施。既存の鉱油税率を上げるとともに、電気税を新設。(右表) 鉱油税の増収分と電気税の増収を主に企業の社会保険料負担軽減に充当(二重の配当)。
2006年	<ul style="list-style-type: none"> 新たに石炭への課税を開始。 鉱油税を「エネルギー税」に改組。
～現在	<ul style="list-style-type: none"> 石炭以外は2003年以降、石炭は2006年の導入以降、税率の引上げが行われていない(LPGのみ、2019～2022年に段階的な引上げが行われた)。 1999年～2003年にかけ拡大していた増収は、2003年以降横ばいとなり、近年は減少傾向(右下図)。



(参考)ドイツにおけるGDP及びCO2排出量の推移

(表)ドイツにおける燃料種ごとの税率推移と増収の使途

	1998	1999	2000	2001	2002	2003～2005	2006～現在
燃料種ごとの税率の推移							
ガソリン (EUR/kl)	501.07	531.74	562.42	593.1	623.8	654.5	654.5
軽油 (EUR/kl)	317	347.68	378.36	409.03	439.7	470.4	470.4
重油 (EUR/t)	-	-	17.9	17.9	17.9	25	25
天然ガス (EUR/MWh)	1.84	3.48	3.48	3.48	3.48	5.5	5.5
石炭 (EUR/GJ)	-	-	-	-	-	-	0.33
電力 (EUR/MWh)		10.23	12.78	15.34	17.9	20.5	20.5
環境税制改革における増収の推移と社会保険料への影響							
エネルギー税増収分+電気税の増収(億EUR)		43	88	118	143	187 (2003)	176 (2006)
社会保険料引き下げ幅(%)		0.8	1	1.3	1.5	1.7 (2003)	1.7 (2006)



(図)ドイツにおけるエネルギー税・電気税の増収推移と税率(ガソリン)の推移

欧州委員会による環境税制改革の評価

- 2021年9月、欧州委員会は、EU加盟国で環境税制改革が進んでいないと言及するとともに、多くの外部費用が内部化されていないことを指摘。

欧州委員会(2021)による環境税制改革の進捗状況に関する言及

■ 2020年の環境関連税収は、加盟国の歳入全体のわずか5.9%に過ぎず、このうち4分の3以上がエネルギーに係る税であり、汚染や資源利用に対する課税は僅かであった

- 欧州委員会は、2011年の報告書において、2020年までに労働から環境へ課税対象をシフトさせると提言したが、このシフトは実現しなかったといえる。

- 2020年までに、労働課税から環境課税への大幅な転換を図り、公的収入に占める環境税の割合を大幅に増加させることをマイルストーンとする。
- 現在の経済システムは、一部の資源に真のコストよりも低い価格をつけ、資源の非効率的な利用を助長している。経済と供給安定性の向上がもたらされるような基盤を作る政策的枠組みが必要。
- 環境関連の税、課金、取引可能な証書制度、より環境にやさしい消費に対する財政的インセンティブ、その他の手段を導入することによって、市場ベースの手法は、市場の失敗を是正する強力な役割を果たす。
- 「環境税制改革」は、環境税の割合を増やし、他の税金を減らすこと。環境税はまた、財政健全化の取組と、資源効率の高い経済への再編成を促進することを両立させることができる。

(出典) 欧州委員会(2011)「Roadmap to a Resource Efficient Europe」

- EUの環境政策の中核をなすのは汚染者負担の原則である。この原則は、汚染活動を改めさせるか、あるいはその行動を改められない場合には、当該コストを社会に対して汚染者が支払うことを保証するために制定された。環境税や取引制度などの経済的手法は、この原則を運用するために不可欠である。
- 大気汚染と温室効果ガスの外部費用は、EU全体で年間約7,200億EURにのぼる。これはEUのGDPの約5%に相当し、その半分以上が温室効果ガスに起因する。これらの外部費用のうち、課税等の経済的手法によってカバーされている割合は4割程度に過ぎず、EUのGDPの3%を超える外部費用が内部化されていない。
- その他に、水質汚染、廃棄物、水不足、生物多様性などに対する外部費用が発生しているが、これらのほとんどは、大気汚染と温室効果ガスの外部費用と比較して、課税等で内部化されていない、あるいは外部費用の試算が困難である。

欧州環境庁による「持続可能な財政改革」に関する提言

- 2022年2月、欧州環境庁は、環境財政改革が環境目標の実現の基盤となる一方で、政策が効果的に機能するにつれて税収が減少することから、将来耐える財政システムを構築するため、環境財政改革のコンセプトを発展させる「持続可能な財政改革」の必要性を指摘。

欧州環境庁(2022)による「持続可能な財政改革」に関する提言

■ 環境関連税収は、欧州グリーンディールの目標達成に資する「環境財政改革」の基盤になる

- ・ 「環境財政改革 (environmental fiscal reform)」は、課税によって調達される財源が、労働(個人所得税)などの「グズ」課税から、環境汚染や気候変動につながる活動等に対する「バズ」課税へとシフトするもので、各国の税制の変化を伴う。
- ・ 欧州における人口の高齢化と、それが労働税収と福祉制度コストに与える影響に鑑みれば、環境税を支持する論拠はかつてないほど強くなっている。
- ・ 多くのエネルギー課税が設計された当初は、人間の行動を変えるという意図は必ずしも重要視されていなかった。EUのエネルギー税制指令(ETD)は、歴史的には加盟国が税収を獲得するための手段であったが、現在では課税の環境目的が重要視されている。

■ 環境関連税収は、政策が効果的に機能するにつれ、課税ベースが侵食され、減少する

- ・ 環境税の先駆国であるデンマーク、ノルウェー、スウェーデンは、いずれも2000年代初頭以降、税収全体に占める環境関連税収の割合が低下している。デンマークやノルウェーでは、電気自動車の普及とともに税収が減少。スウェーデンでは、CO2税が長期間にわたり効果的であったために、課税ベースは既に侵食されていると指摘されている。
- ・ エネルギー、車体以外のその他の環境関連税は十分な歳入を生み出さないため、歳入中立の税制シフトの余地は限られている。2019年のEU27か国における環境関連税収全体に占めるその他の環境関連税収の割合は3%であったのに対し、エネルギー税は78%、車体課税は19%であった。

■ 「持続可能な財政改革」の実現のために、環境財政／税制改革のコンセプトを発展させるべき

- ・ 将来予想される歳入不足を補うには、現行の税制を見直すとともに、環境に有害な補助金を段階的に廃止する必要がある。
- ・ 加えて、持続可能な移行のためには、財政の持続可能性が不可欠である。「持続可能な財政改革 (sustainable fiscal reform)」は、環境財政改革のコンセプトを、現在よりも広範な適用が可能となるように発展させるために、価値のあるアプローチである。
- ・ 将来耐える財政システムのための財源確保には、現在の税制を見直し、環境に有害な補助金を段階的に廃止することに加え、ロボット税制、金融取引税制、デジタルサービス税制、財産税や富裕税の見直しなど、様々な提案が議論されている。

(参考)ピケティ(2023)「自然、文化、そして不平等」の概要

○ フランスの経済学者トマ・ピケティは、2023年に出版した「自然、文化、そして不平等 国際比較と歴史の視点から」において、国際的にも国内的にも炭素排出の格差が大きいことを指摘し、より多くの炭素を排出する人が、高い比率で排出削減する制度を整備すべきと提言。

ピケティ(2023)「自然、文化、そして不平等」における炭素排出に関する指摘の概要

国際格差	<ul style="list-style-type: none"> 世界の最上位1%の国の年間炭素排出量の合計値が、下位50%の国の同排出量の合計値を上回る。最上位1%の国の年間炭素排出量のうち55%以上は北米が占める。(図1)
国内格差	<ul style="list-style-type: none"> 欧州では、下位50%の国の年間一人当たりCO2排出量の平均値が約5トン、上位10%の同排出量が約29トン、最上位1%の同排出量が60トン超。他地域でも同様の格差。(図2)
排出削減のための制度	<ul style="list-style-type: none"> このような状況で、エネルギー税や燃料税といった形で、<u>全ての人に同じ比率で排出削減を求めれば反発は必至</u>。 炭素の累進課税表 (carte carbone progressive) を作成するなど、<u>より多くの炭素を排出する人が、高い比率で排出削減するような制度を整備すべき</u>。

図1 2010年～2018年の世界の炭素排出量分布

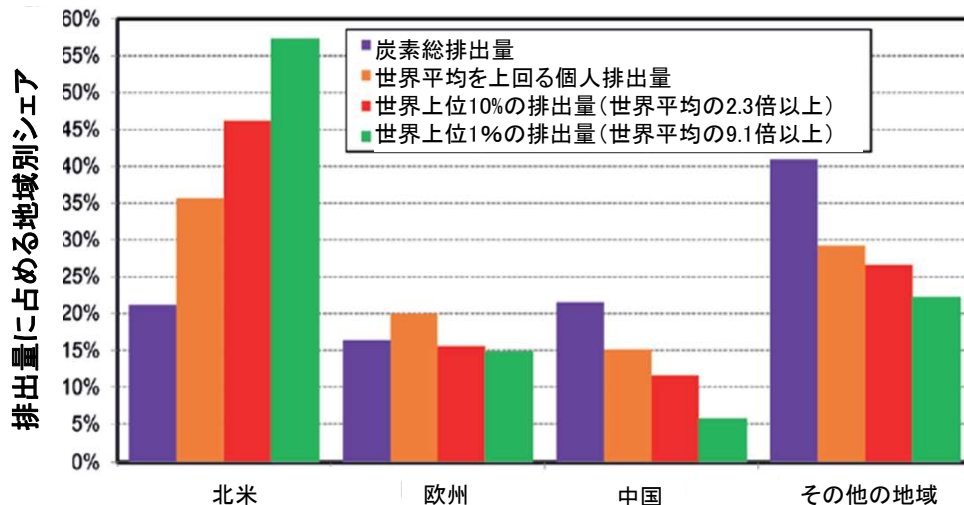
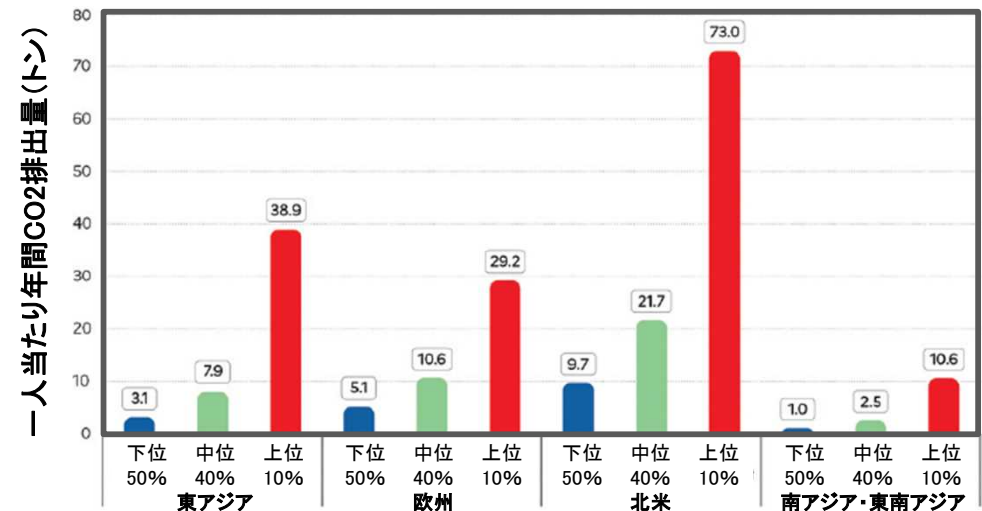


図2 2019年の地域別年間一人当たりCO2排出量



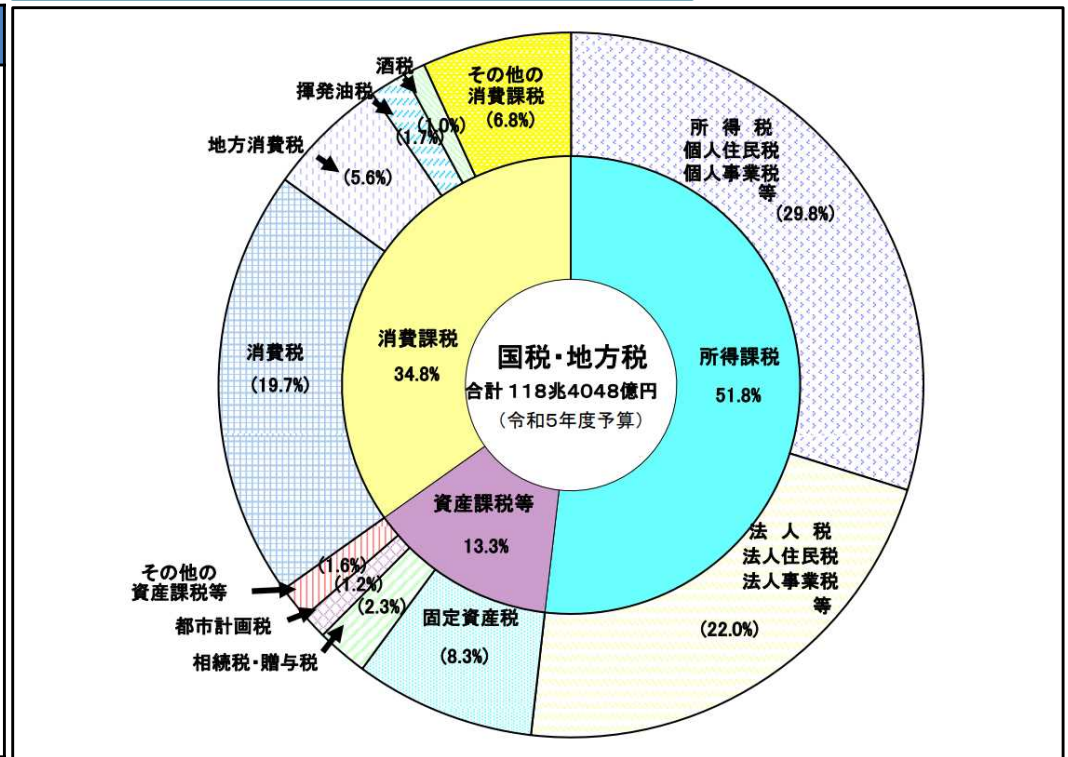
我が国の税制体系と環境汚染・資源利用への税制等に関する導入状況

我が国の税制の概要

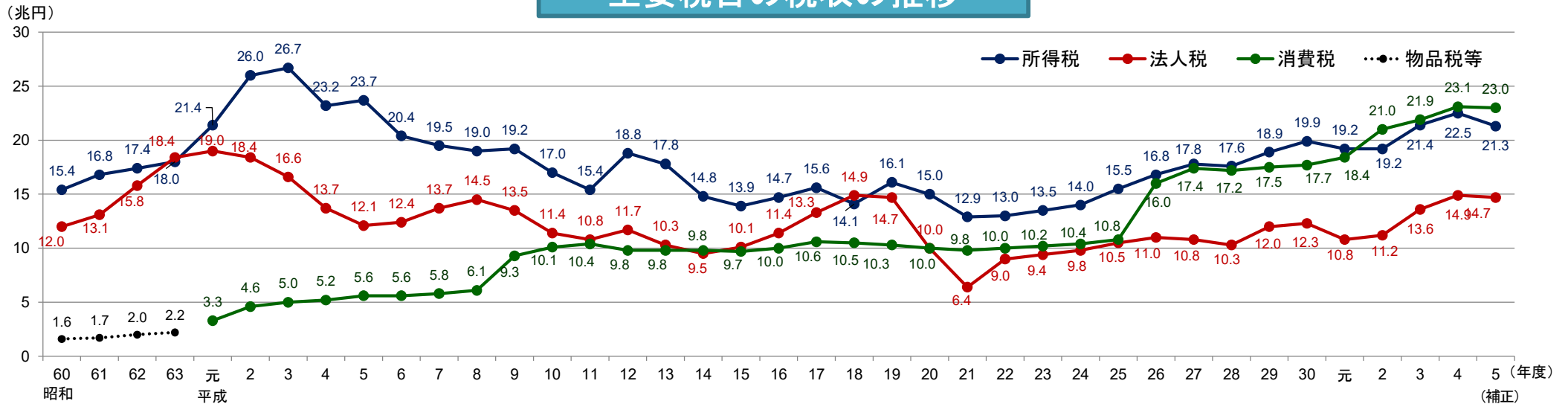
国税・地方税の税目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 (環境性能割・種別割) 軽自動車税 (環境性能割・種別割) 鉦区税 狩猟税 鉦産税 入湯税
	資産課税等	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税		相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	

国税・地方税の内訳



主要税目の税収の推移



(出典) 財務省「国税・地方税の税目・内訳」、財務省「主要税目の税収(一般会計分)の推移」

我が国の環境関連税制

エネルギー課税

税目 (課税主体)	課税対象	税率 (令和5年1月1日時点)	税収 (令和5年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	48.6円/ℓ (本則: 24.3円/ℓ)	19,900億円	一般財源
地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則: 4.4円/ℓ)	2,139億円	一般財源(都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	100億円	一般財源(税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該 引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則: 15.0円/ℓ)	9,275億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	13.0円/ℓ ※令和4年4月1日～令和7年3月31日 までの特例税率(本則: 26.0円/ℓ)	492億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 2,040円/kg LPG、LNG等 1,080円/t 石炭 700円/t 	6,470億円	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため の、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置) エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造 の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネ ルギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置)
	地球温暖化対策の ための課税の特例	CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10施行。3年半かけて税率を段階的 に引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 760円/kg LPG、LNG等 780円/t 石炭 670円/t 	
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1,000kwh	3,240億円	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の 周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供 する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供 給の円滑化を図るための財政上の措置) 原子力安全規制対策 (原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原 子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。))

計 4兆1,616億円

車体課税

自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車 及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき ・ 自家用 4,100円/年(本則: 2,500円) ・ 営業用 2,600円/年(本則: 2,500円)	6,644億円	一般財源(税収の24/1,000を都道府県の一般財源として譲与、税収(本則)の333/1,000、税収(当分の間)の407/1,000を市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付	
自動車税 (都道府県)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 取得する自動車	[例]乗用車・自家用 ・ 環境性能に応じ 取得価額の0~3%	1,037億円	一般財源(税収の47/100は市町村に交付)
	種別割 ※令和元年9月30日 までは自動車税	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5~2ℓ ・ 令和元年10月1日以後新車新規登録 36,000円/年 ・ 令和元年9月30日以前 " 39,500円/年	15,141億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 三輪以上の軽自動車	[例]乗用車 ・ 環境性能に応じ 取得価額の0~2%	175億円	一般財源
	種別割 ※令和元年9月30日 までは軽自動車税	自動車 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自 転車等	[例]乗用車・自家用 ・ 平成27年4月1日以後新車新規登録 10,800円/年 ・ 平成27年3月31日以前 " 7,200円/年	3,002億円	

計 2兆5,999億円

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税(地方環境税)

(2024年1月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	78 ※1
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税)※2	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、京都府、大阪府、横浜市【計38件】	329 ※3
原発立地及び周辺地域の安全対策等※5	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止に課税【法定外普通税】)	島根県、宮城県	9.3 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県	92 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、施設における使用済燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	福井県、愛媛県、佐賀県	156 ※1
	核燃料等取扱税(原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ・保管等に課税【法定外普通税】)	茨城県	12 ※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮、原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ等に課税【法定外普通税】)	青森県	194 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵・保管に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市、愛媛県伊方町、新潟県柏崎市	16 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外目的税】)	佐賀県玄海町	4.4 ※1
その他	砂利採取税(岩石及び砂利の採取に課税【法定外普通税】)	神奈川県山北町※4	0.05 ※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場駐車台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.5 ※1
	乗鞍環境保全税(駐車場への自動車進入に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.05 ※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.09 ※1
	環境協力税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村	0.1 ※1
	美ら島税(旅客船等による村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県座間味村	0.03 ※1
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)	大阪府箕面市	0.5 ※1

計 891 億円

(注) 法定外税のうち環境に関わる税、道府県民税・市町村民税の超過課税分を「地方環境税」としている。

※1 総務省「法定外税の実施状況(令和4年度)」(令和5年1月現在)に記載された令和3年度決算額をもとに作成(森林環境税等を除く)。

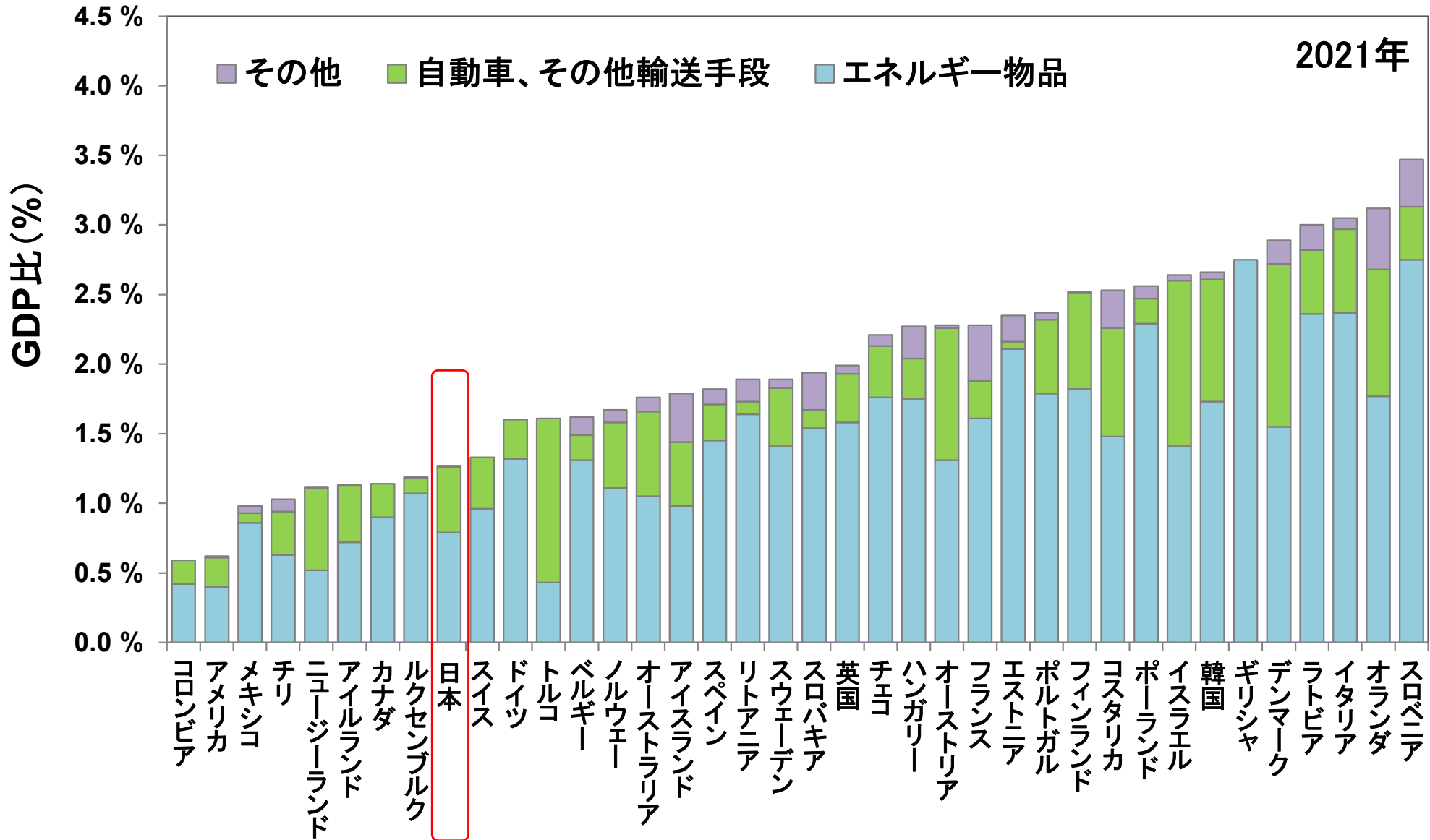
※2 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。

※3 森林環境税の税収は、総務省「令和3年度決算財政状況資料集」に記載された令和2年度普通会計の状況(超過課税分)をもとに作成。

※4 神奈川県山北町の砂利採取税は令和4年4月1日に失効。

OECD諸国におけるGDPに占める環境関連税収の割合

GDPに占める環境関連税収の割合(2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的 (compulsory) かつ一方的 (unrequited) な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の用途は、環境関連税の基準とならない」。

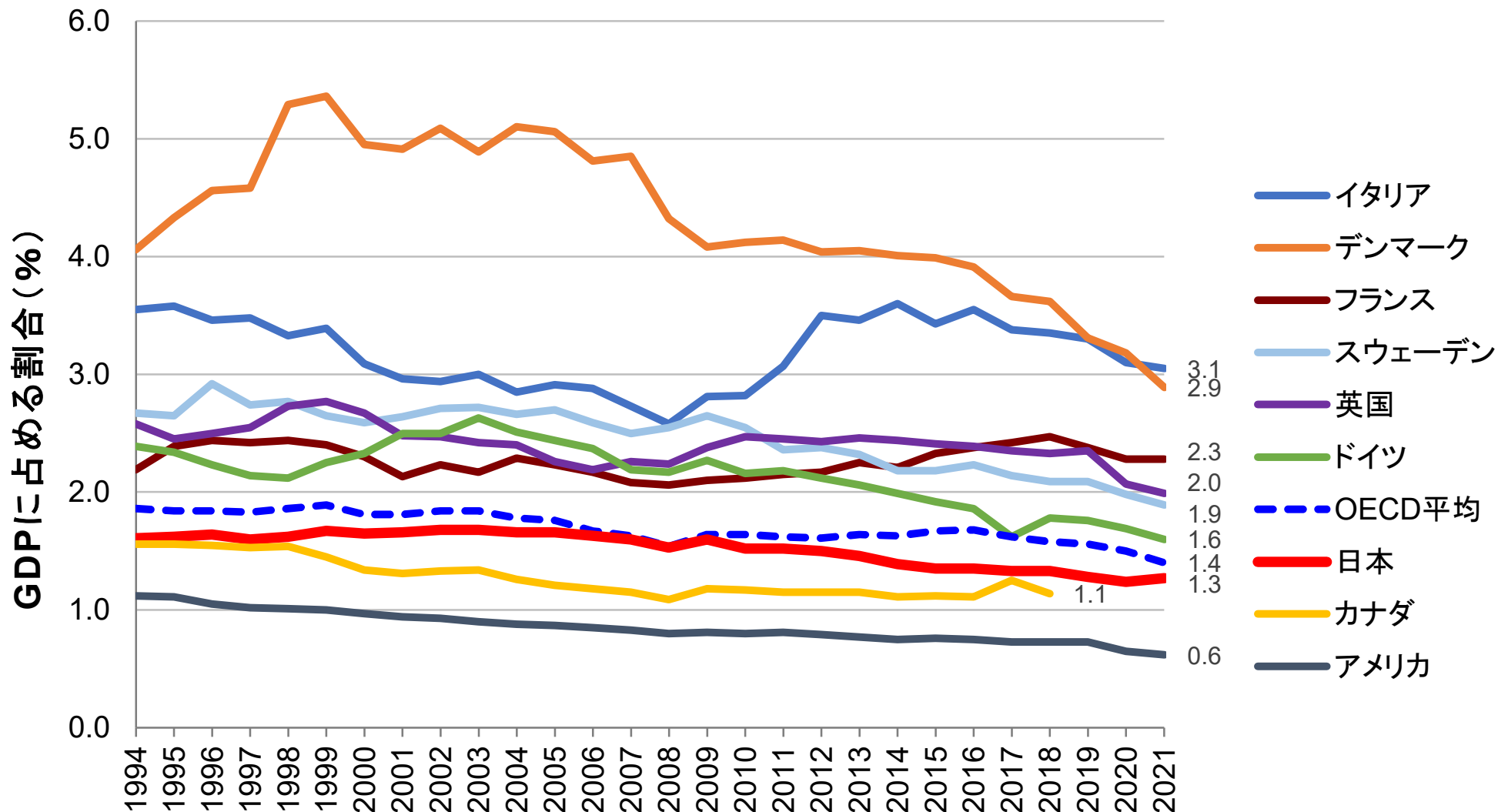
(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3) 韓国は2014年の値、豪州は2016年の値、イスラエルは2018年の値、カナダは2018年の「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の値、コスタリカは2019年の値。

(出典) OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

OECD諸国におけるGDPに占める環境関連税収の割合の推移

GDPに占める環境関連税収の割合の推移(1994～2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の用途は、環境関連税の基準とならない」。

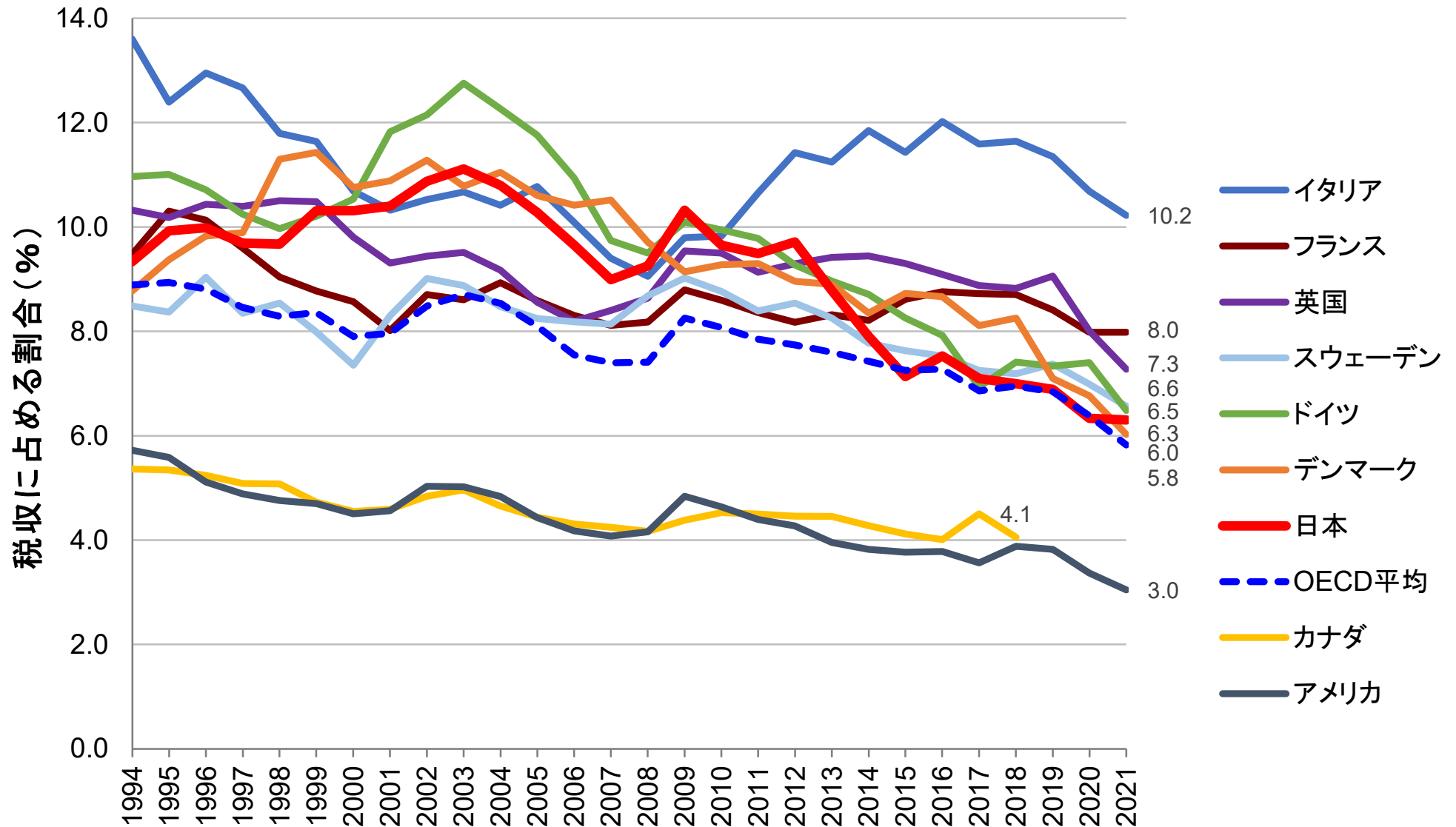
(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3) カナダの2015年から2018年までは「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の合計。

(出典) OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

OECD諸国における総税収に占める環境関連税収の割合の推移

総税収に占める環境関連税収の割合の推移(1994~2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の用途は、環境関連税の基準とならない」。

(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

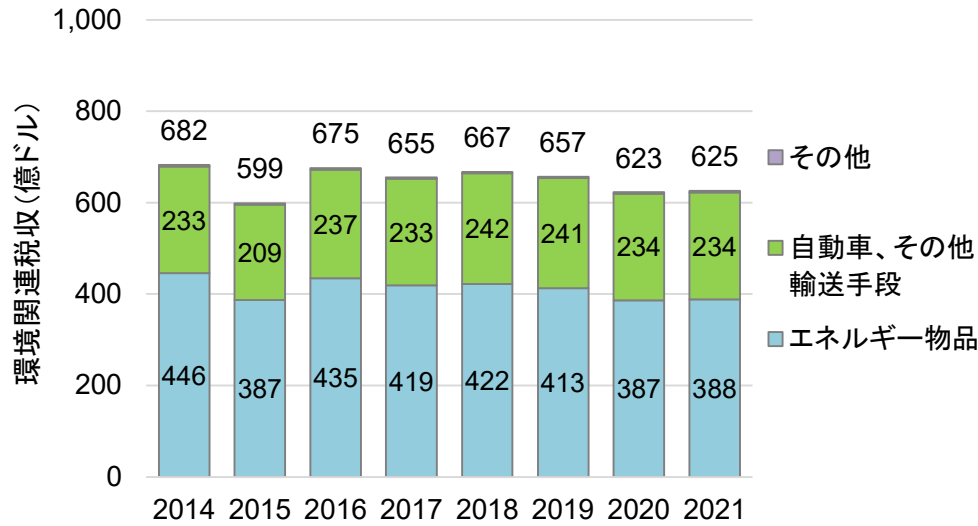
(注3)「総税収」は、OECD「Revenue Statistics」のTotal Tax Revenueから2000 Social security contributions (SSC)、3000 Taxes on payroll and workforceを除いた値。

(注4)カナダの2015年から2018年は「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の合計。

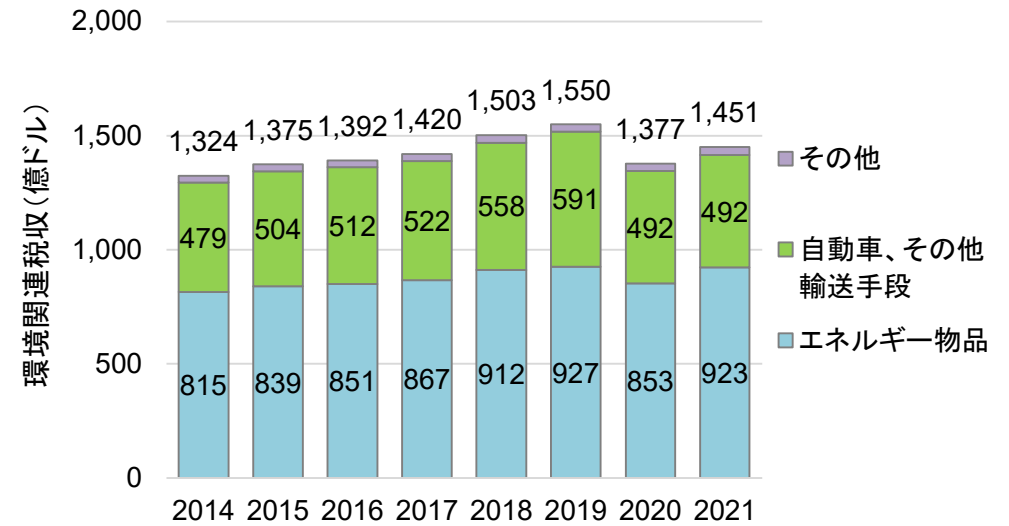
(出典) OECD「Revenue Statistics」、OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

OECD主要国における近年の環境関連税収の推移

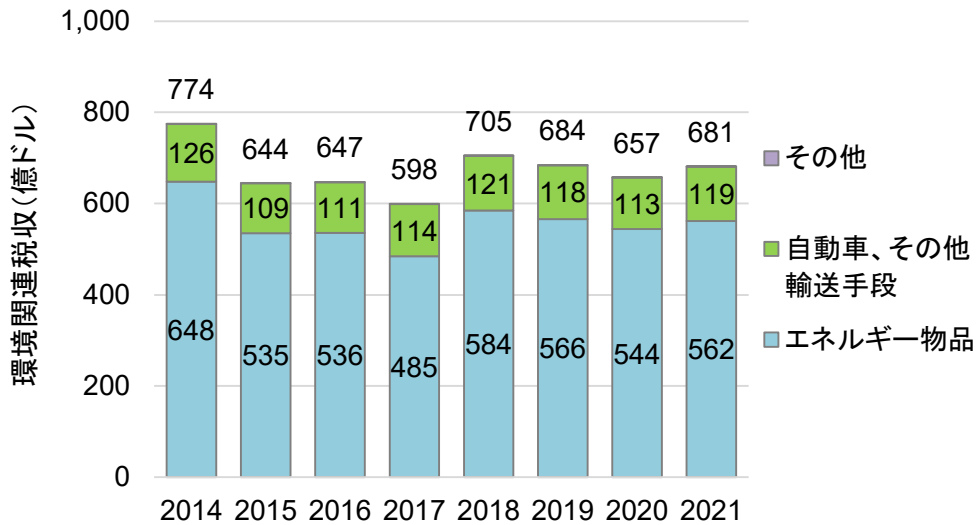
日本



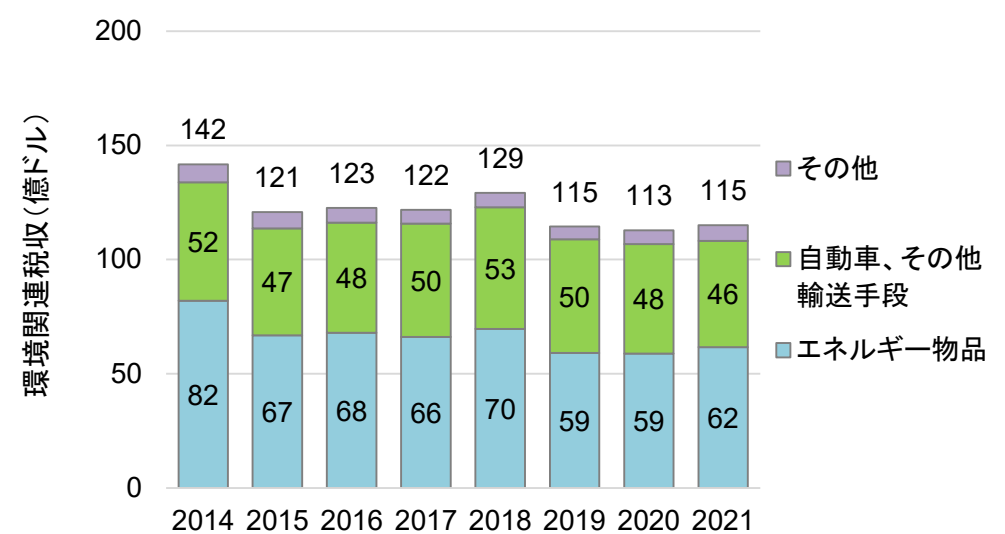
米国



ドイツ



デンマーク



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の用途は、環境関連税の基準とならない」。

(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(出典) OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

(参考)OECD統計における環境関連税制の定義

OECD/IEA/欧州委員会における環境関連税の定義

- 「環境関連税 (environmentally related taxes)」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的 (compulsory) かつ一方的 (unrequited) な政府への支払い」と定義される。「一方的」であるとは、「政府から納税者に供給される便益が、通常は支払額に比例しない」という意味である。また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の用途は、環境関連税の基準とならない」。
 - 環境関連税の課税対象には、「エネルギー製品」、「輸送機器及び輸送サービス」、「汚染物質 (計測または推計された大気、水の汚染物質やオゾン層破壊物質、水等の非点源汚染、廃棄物管理、騒音等を含む)」、「天然資源 (水、土地、土壌、森林、生物多様性、野生生物、魚種資源、鉱物、採石等を含む)」等が含まれる。
- (※) 一方、料金や課徴金 (fees and charges) は、程度の差はあるものの、政府への義務的な支払いが、提供されるサービス (例: 収集される廃棄物の量等) に応じて徴収される。
なお、「levy」には、税、料金、課徴金のいずれも含まれる。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
気候変動対策	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	地球温暖化対策のための税、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、電源開発促進税
		車体課税(取得・保有税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税の環境性能割、自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	チェコ、豪州、デンマーク、ラトビア、セルビア、米国	—※
循環型社会の形成	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為・埋立て、廃タイヤ・塩ビ等の個別物品への課税)	豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州等)、オーストリア、ベルギー(ワロン地域)、カナダ(BC州等)、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン(ラ・リオハ州等)、スウェーデン、スイス、英国、米国(バーモント州等)	産業廃棄物税(例:三重県、岡山県)等
		包装税(プラスチック包装物、ペットボトル等への課税)	デンマーク、クロアチア、エストニア、ハンガリー、アイルランド、ポルトガル、スペイン、スロベニア、英国、ポルトガル、スウェーデン、ドイツ、ベルギー、フィンランド、イスラエル、ノルウェー、カナダ(ケベック州)	—※
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ポーランド、スウェーデン、英国、米国(アラバマ州等)、カナダ(BC州)、ブラジル	鉱区税、鉱産税
	水資源の保全	水道税(河川の取水行為、水道水の利用に対する課税)	デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ(ベルリン市等)、韓国、オランダ、ポルトガル、メキシコ、スロバキア、スロベニア	水道水源保全基金(豊田市)等
地下水税(地下水の取水行為、地下水の利用に対する課税)		ベルギー(フランデレン地域)、チェコ、ドイツ(ベルリン市等)、韓国、スロバキア	地下水利用協力金制度(秦野市)等	

※我が国で未導入の税制に関する、諸外国の主な取組は参考資料に記載。
 (出典) 各国政府資料、OECDデータベース、総務省「法定外税の概要」等より作成。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野	諸外国の状況		我が国における状況	
	課税措置の例	(主な)実施国		
生物多様性の確保・自然共生	樹木伐採・森林保全税(立木の伐採行為に対する課税や森林保全のための課税)	オーストリア(ウィーン市)、クロアチア、チェコ、ポーランド、米国(オレゴン州)	—※	
	生物保全税(生物資源の収集・利用等への課税)	セルビア	森林環境税(国・高知県)等	
	自然環境開発税(自然環境における開発行為や開発によって受ける便益に対する課税)	韓国、スペイン(ガリシア州)	—※	
	入園・入山・入島税(観光地への入場通行等に課税)	アルゼンチン、豪州、カナダ、チリ、中国、クロアチア、エクアドル、ギリシャ、メキシコ、モンテネグロ、ネパール、ポーランド、ルーマニア、セルビア、タンザニア、米国	環境協力税 (例: 沖縄県伊是名村)等	
	狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	オーストリア、ブルガリア、カナダ(BC州等)、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、オランダ、ポルトガル、スウェーデン	狩猟税	
	入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	オーストリア、ブルガリア、チリ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ラトビア、アイスランド、ポルトガル、英国	遊漁税(富士河口湖町)等	
環境リスクの管理	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に課税)	フランス、イタリア、韓国	—
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、フランス、イタリア、韓国、ノルウェー、スロバキア、スペイン(ガリシア州等)、スウェーデン	—
	水質保全	水質汚染税・排水課徴金(農薬、窒素・リン等の汚染単位数等に応じて課税)	チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、メキシコ、スロバキア	—
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への負荷行為に対する課税)	米国(ミネソタ州)	—※
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ブルガリア、ルーマニア	—
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス	—
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	デンマーク、ノルウェー、スイス、米国(アラバマ州)	—
原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	ドイツ、スロバキア	核燃料税(例: 福井県)等	
	放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	チェコ、フィンランド、スペイン、スウェーデン、英国	使用済核燃料税(柏崎市)等	
その他	航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	豪州、カナダ、フィンランド、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、英国	国際観光旅客税	
	道路利用税(利用距離に応じて課税)	デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、スイス、米国(オレゴン州等)	乗鞍環境保全税(岐阜県)等	
	渋滞税(混雑地域に通行する車両等への課税)※	イタリア(ミラノ市)、スウェーデン(ストックホルム市等)、英国(ロンドン市)、シンガポール、ノルウェー(オスロ市等)、米国(ニューヨーク市等)	—※	

※我が国で未導入の税制に関する、諸外国の主な取組は参考資料に記載。
(出典) 各国政府資料、OECDデータベース、総務省「法定外税の概要」等より作成。

先生方にご議論いただきたい論点

- 労働・資本から環境汚染・資源利用への課税ベースのシフト・拡大に関する議論を、現在の我が国としてどのように捉えるべきか。
 - 持続可能な社会の構築を目指し、自然再興・炭素中立・循環経済等へ政策課題が拡大しつつあるので、それらに対応していくためには、相応の公的資金の継続的な確保が不可欠である。
 - 他方で、我が国でも既に導入されている（今後導入されていく）エネルギー課税やカーボンプライシングは、環境保全の目的を果たせば果たすほど課税ベースが縮小するという性質を持つ。また、我が国における少子高齢化及び労働力人口の減少の進行を踏まえると、労働課税ベースも縮小していくことになる。
 - こうしたことを踏まえると、今後の環境関連税制のあり方として、エネルギー課税やカーボンプライシングに限定せず、幅広く環境汚染や資源使用への課税も検討していくべきではないか。
 - 加えて、環境保全税制の導入とその強化による課税ベースのシフト・拡大を日本において進めていく場合、社会・経済・産業・雇用にどのような影響が生じるか。また、特に負の影響が生じる場合には、その税収の活用等を含め、どのように対処すべきか。

(参考)我が国で未導入の税制に関する諸外国の主な取組

諸外国におけるフロン類への課税の状況

- 米国は、オゾン層保護対策として、輸入や国内での機器製造、販売に課税。
- 豪州は、オゾン層保護及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、輸入、製造に課税。
- デンマークは、フロンを温室効果ガスとしてCO2換算して課税。

	米国	豪州	デンマーク																		
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層破壊物質(ODC)の削減(1990年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層破壊物質及び合成温室効果ガスの抑制(1989年施行) ※2012年7月～2014年7月は炭素価格付け制度を追加的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層保護を目的としCFC・ハロンへ課税(1989年施行) 温室効果ガスの抑制を目的として、HFCs・PFCs・SF6を課税対象に追加(2001年施行) 																		
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ODC製造、製造者の機器へのODC使用、輸入業者によるODC販売に課税 国内でリサイクルされるODCは非課税 	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層破壊物質(HCFCs・臭化メチル)及び代替フロン(HFC・PFC・SF6・NF3)の製造業者又は輸入業者に対して課税 	<ul style="list-style-type: none"> 新規製品、機器への充填、既存機器への補充が対象(輸出用、リサイクル、医療用は対象外) 																		
課税額	<ul style="list-style-type: none"> 課税額=税率×ODC重量 税率=基礎税額×ODCオゾン層破壊係数 税率(1lb当たり)(以下例): <table border="0"> <tr><td>CFC-11</td><td>: 17.95USD</td></tr> <tr><td>CFC-113</td><td>: 14.36USD</td></tr> <tr><td>CFC-114</td><td>: 17.95USD</td></tr> <tr><td>CFC-115</td><td>: 10.77USD</td></tr> <tr><td>Halon-1211</td><td>: 53.85USD</td></tr> <tr><td>Halon-1301</td><td>: 179.50USD</td></tr> <tr><td>Halon-2402</td><td>: 107.70USD</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>: 19.74USD</td></tr> <tr><td>メチルクロロホルム</td><td>: 1.79USD</td></tr> </table>	CFC-11	: 17.95USD	CFC-113	: 14.36USD	CFC-114	: 17.95USD	CFC-115	: 10.77USD	Halon-1211	: 53.85USD	Halon-1301	: 179.50USD	Halon-2402	: 107.70USD	四塩化炭素	: 19.74USD	メチルクロロホルム	: 1.79USD	<ul style="list-style-type: none"> 【HCFC】 オゾン層破壊物質トン※1×税率 税率(オゾン層破壊物質トン当たり): 3,000AUD 【代替フロン・臭化メチル】 物量トン×税率 税率(物量トン当り)は下記: 代替フロン : 165AUD 臭化メチル : 135AUD ※1: Σ(HCFC重量×オゾン層破壊係数※2) ※2: CFC11=1を基準に同量で何倍のオゾン層破壊効果があるか示す係数 	<ul style="list-style-type: none"> 【CFC・ハロン】 物量kg×税率 税率(物量kg当たり): 35DKK 【HFCs・PFCs・SF6】 物量kg×税率(GWP比で課税) 税率(物量kg当たり)(以下例): HFC-125: 721DKK HFC-134: 226DKK HFC-134a: 295DKK SF6: 4,694DKK フロンガスR218: 1,818DKK
CFC-11	: 17.95USD																				
CFC-113	: 14.36USD																				
CFC-114	: 17.95USD																				
CFC-115	: 10.77USD																				
Halon-1211	: 53.85USD																				
Halon-1301	: 179.50USD																				
Halon-2402	: 107.70USD																				
四塩化炭素	: 19.74USD																				
メチルクロロホルム	: 1.79USD																				
税収	•5.0百万USD(2022年)	•12.34百万AUD(2022/23年見込)	•55百万DKK(2024年見込)																		

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1USD=約127円、1AUD=約89円、1DKK=約19円(2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、lb(1lb=0.454kg)はパウンド(重量)を示す。

(出典) 米国内国歳入庁「Instructions for Form 6627 (01/2023)」及び「Federal Excise Taxes Reported to or Collected by the Internal Revenue Service, Alcohol and Tobacco」、豪州政府「Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Import Levy) Regulations 2004」、「Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Manufacture Levy) Act 1995」及び「COST RECOVERY IMPLEMENTATION STATEMENT Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas Program 2018-19」、デンマーク税務省「CFC-Tax Act」及び「Taxes - the proceeds of taxes and VAT」等より作成。

諸外国における包装物や飲料容器等の課税の状況

○ デンマーク、ベルギー、ポルトガルでは、プラスチック容器・包装の製造・輸入業者等に対して課税。

	デンマーク	ベルギー	ポルトガル	
制度名	<ul style="list-style-type: none"> 包装税 (Packaging Tax) 	<ul style="list-style-type: none"> 包装課徴金 (Packaging charge) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽量ビニール袋への課徴金 	<ul style="list-style-type: none"> 調理済み食品における使い捨てプラスチックやアルミ包装への課徴金
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装材全般の使用抑制を通じた廃棄物減量化を目的に導入(1999年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷削減を目的に導入(2007年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン税制改革の一環として、環境負荷削減を目的に導入(2015年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て包装の消費量・廃棄量の削減を目的に導入(プラスチックは2022年7月1日施行、アルミは2024年1月1日施行)
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 容器全般(重量ベース課税と容量ベース課税の併用)、使い捨て袋・容器、ポリ塩化ビニル(PVC)食品包装用ラップ 	<ul style="list-style-type: none"> 水・清涼飲料等の飲料容器 	<ul style="list-style-type: none"> 全体または一部がプラスチック材料で構成され、薄さが50 μm以下の包装用バッグ 	<ul style="list-style-type: none"> 調理済み食品及び持ち帰りのために購入される、プラスチック、アルミニウム、またはプラスチックまたはアルミニウムを含む多素材の使い捨て包装
納税者	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者、輸入業者 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者、他のEU諸国及び自治地域^{※2}からの購入業者、輸入業者 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者、他のEU諸国及び自治地域^{※2}からの購入業者、輸入業者
税率	<ul style="list-style-type: none"> 包装の種類に応じた税率^{※1} <ul style="list-style-type: none"> ➢ レジ袋・使い捨て包装(1kgあたり): [食品包装用塩ビ箔] 43.71DKK、[使い捨て容器] 64.11DKK、[ビニール袋] 73.46DKK ➢ アルコール・ワイン(1容器あたり): [プラスチック製] 0.14DKK~1.78DKK ➢ ビール・ソフトドリンク他(1容器あたり): [素材不問] 0.06DKK~0.71DKK 	<ul style="list-style-type: none"> 100Lあたり包装の種類に応じた税率: <ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース可能な容器: 1.41EUR/100L ➢ 上記以外の容器: 9.86EUR/100L 	<ul style="list-style-type: none"> 1枚あたり0.08EUR <p>※社会的又は人道的な文脈、特に食品の社会的流通又は食品廃棄物対策に使用される場合は免税。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1包装あたり0.3EUR <p>※食料品(氷を含む)と接触する又は接触を意図している場合や、社会連帯機関への寄付に使われている場合は免税。</p>
税収	<ul style="list-style-type: none"> 700百万DKK(2024年見込) 	<ul style="list-style-type: none"> 349百万EUR(2022年見込) 	<ul style="list-style-type: none"> 46.6万EUR(2022年見込) 	—

※1 プラスチック製以外の容器への課税は以下の通り。紙袋: 33.39DKK、紙製アルコール入容器: 0.09DKK(10cl未満)~1.10DKK(160cl以上)、ガラス・金属製アルコール入容器: 0.14DKK(10cl未満)~1.78DKK(160cl以上)。

※2 自治地域とは、ポルトガル本土から離れているアソーレス諸島とマデイラ諸島を指す。

(備考)税率は特に記載のない限り2024年1月時点。為替レート: 1DKK=約19円、1EUR=約140円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)デンマーク税務省「Packaging Tax Act」、アイルランド気候行動環境省「Plastic bag levy」、ベルギー財務省「Packaging charge」、ポルトガル共和国広場「Lei n.º 75-B/2020, de 31 de dezembro」 「Lei n.º 82-D/2014, de 31 de dezembro」等より作成。

諸外国における樹木伐採・生物保全に係る課税の状況

- オーストリア(ウィーン市)では、樹木保護や景観保全を目的とし、植林や移植を伴わない樹木の伐採行為に対して補償料金の支払いを求めている。
- クロアチアでは、持続可能な森林管理の財源確保を目的とし、森林公益機能料金を導入している。
- セルビアでは、野生動植物・菌類の収集・利用・取引に対する料金制度を導入している。

	オーストリア(ウィーン市)	クロアチア	セルビア
制度名	<ul style="list-style-type: none"> 樹木伐採料金 (Tree removal fee) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林公益機能料金 (Forest Public Benefit Function Fee) 	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物収集・利用・取引料金 (Fees for the collection, use and trade in protected species of wild flora, fauna and fungi)
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 樹木保護、景観保全(1995年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の持続可能な管理に必要な財源の確保(1983年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の個体群の保護
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 公有・私有を問わず、植林や移植を伴わない立木(円周40cm超)の伐採に課税 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税・所得税の義務を負う、一定以上の年収がある企業・個人の収入・収益に課税 	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた自然生息地の保護種の野生動植物・菌類の収集・利用・取引に課税
税率・賦課料率	<ul style="list-style-type: none"> 樹木伐採後に植林又は移植が行われない場合、補償料金の支払いが求められる <ul style="list-style-type: none"> ➢ 樹木1本あたり1,090EUR 加えて伐採許可を得るための費用として、以下の4項目で構成される料金を徴収 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請のための連邦料金 14.3EUR ② 評価書面費 3.9EUR/A3・1頁 ③ 評価調査費 7.63EUR/30分 ④ 立木管理費 4.72~21.8EUR/1本 森林の樹木、農園の樹木、果樹は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 年収・収益が7,500,000HRK以上の企業・個人を対象に、収入・収益の0.024%に相当する額を徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ベース額の10%を徴収 <ul style="list-style-type: none"> ※ ベース額=収集・利用・取引が認められている保護種の単位収集量当たり価格 (RSD/重量kg) × 収集量(重量kg) ※ なお、保護種とは、絶滅の危機に瀕していない希少種や、国際協定によって保護方法が規定されている種等
税收・使途	<ul style="list-style-type: none"> 5.89百万EUR(2022年) 補償料金の収入は主に植林や市街地の土地取得に使われるほか、植林のための助成金に使われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2,466万EUR(2015年) 持続可能な森林管理(保護森林の管理、商業用森林の管理、原生林地における森林造成、等)に使途 	<ul style="list-style-type: none"> 92百万RSD(2018年) 一般財源(収益は国の予算に充当される)

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1HRK=20円、1RSD=約1円(為替レートはOANDAの2024年1月1日のレート)

(出典) ウィーン市ウェブサイト「Bewilligung zur Baumentfernung - Antrag」、ウィーン市ウェブサイト「Ausgleichsabgabe nach dem Wiener Baumschutzgesetz」、オーストリア政府統計局「Steuereinnahmen」、セルビア環境保護庁ウェブサイト「Indicator Name: Revenues from fees for use of natural resources」、セルビア法務情報システムウェブサイト、クロアチア官報ウェブサイト「Zakon o šumama」等より作成。

諸外国における自然環境の開発行為に係る課税の状況

- 韓国では、海洋生態系に悪影響を与える開発行為に対する生態系保全協力金を導入している。
- スペインのガリシア州では、ダムの開発・利用に伴う河川の環境破壊行為に対して課税している。

	韓国	スペイン(ガリシア州)																	
制度名	<ul style="list-style-type: none"> 海洋生態系保全協力金 (Marine Ecosystem Conservation Levy) 	<ul style="list-style-type: none"> ダムの水の利用に伴う環境破壊に対する税 (tax on environmental damage caused by certain uses and exploitation of dammed water) 																	
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 海洋生態系の乱開発の防止と保全(2007年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の開発・利用によって引き起こされる河川への悪影響の補償と環境修復(2008年施行) 																	
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 海域における10万m²以上の開発行為(盛土による地形変更、水生植物群集の生息域を破壊する行為、沿岸湿地等の埋立や干拓) 海洋生態系の生物乱獲対策に関する事業、漁業に悪影響を及ぼす海洋生物の管理のための事業、海洋生態系の復元・保全・管理のための事業については海洋生態系保全協力金の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の自然価値(特に河川の流速や流量)を大幅に変え、河川に負の影響を与えるダムの開発や利用(産業活動) 該当するダムの要件: <ol style="list-style-type: none"> ① 堤高が15メートル超のダム ② 堤高が10～15メートルで以下のいずれかを満たすダム 堤頂長500m超、貯水容量100万m³超、放水容量2,000m³/秒 																	
税率・賦課料率	<ul style="list-style-type: none"> 毀損面積 × 300KRW (m²あたり) × 地域係数※ <p>※ 地域係数: 区域(漁港、排他的経済水域、海洋保護区域等)と埋立の有無に応じて2～40を適用。 漁港の場合は埋立の有無に関わらず2を適用、海洋保護区域でありかつ埋立を伴う場合は40を適用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用量に応じて決まる水量 (hm³) × 800EUR/hm³ × (1 + a - b) <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">a) ダムの高さ(m)に応じた係数</td> <td>～30m</td> <td>0.0001</td> </tr> <tr> <td>30m超～100m</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td>100m超～300m</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>300m超～600m</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数</td> <td>600m超～</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>～200MW</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200MW超～</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table>	a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001	30m超～100m	0.0005	100m超～300m	0.001	300m超～600m	0.01	b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	600m超～	0.04	～200MW	0.0005		200MW超～	0.001
a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001																	
	30m超～100m	0.0005																	
	100m超～300m	0.001																	
	300m超～600m	0.01																	
b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	600m超～	0.04																	
	～200MW	0.0005																	
	200MW超～	0.001																	
税收・使途	<ul style="list-style-type: none"> 98.79億KRW(2022年) 海洋生態系保全協力基金として海洋生態系の保全及び管理に係る事業に使途 	<ul style="list-style-type: none"> 11.07百万EUR(2021年) 環境破壊によって影響を受けた河川の保護を中心に自然資源の保護、環境保全・再生の取組に使途 																	

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円、1KRW=約0.1円(2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 韓国国家法令情報センターウェブページ「Enforcement Decree of the Marine Ecosystem Conservation and Management Act」、スペイン官報ウェブページ「Ley 15/2008, de 19 de diciembre, del impuesto sobre el daño medioambiental causado por determinados usos y aprovechamientos del agua embalsada (DOG núm. 251, de 29 de diciembre de 2008).」等より作成。

諸外国における土壤汚染の防止や農薬に対する課税の状況

- ミネソタ州の汚染税は、土壤汚染のインセンティブとならないよう課税を行うとともに、除去計画の有無で税率に差異を設け汚染者に浄化のインセンティブを与えるほか、税収も土地浄化等に活用。
- デンマークの農薬税は、殺虫剤の健康や環境への負荷、殺生物剤の小売価格に応じて課税。

	米国(ミネソタ州)	デンマーク
税目	<ul style="list-style-type: none"> 汚染税(Contamination Tax) 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬税(Tax on pesticides)
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染土地等による資産の市場価値下落分(財産税の減収額)に課税。財産税が土壤汚染のインセンティブとならないための措置。税率の差別化を通じて、汚染者に浄化インセンティブを与えると同時に、税収の一部を汚染浄化の補助金財源に充てることで、汚染浄化にも寄与。(1995年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の消費を減らし、殺生物性の高い製品の使用を減らすことを目的に、農薬の小売価格に基づく農薬税を導入(1996年施行)。 2012年法改正。健康と環境に基づく従量税に変更。課税ベースも(小売販売価格から)卸売価格に変更(2013年発効)。
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 建物、土地、未利用地(原野)等の所有者。 米国環境保護庁が定めたアスベスト除去プログラムを実施している場合等は免税。個人資産には適用されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 課税対象である植物保護剤(殺虫剤)と殺生物剤を製造又は海外から輸入する企業は、法律に基づき、登録が必要。当該企業は、課税期間(月)ごとに、期間中の課税対象商品の供給量と課税価格を報告する必要がある。
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染で下落した資産の市場価値が1万USD以上の場合、汚染による市場価値下落分(財産税の減収額)に対して課税。 税率は資産所有者の処置状況と汚染責任に応じて設定。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 【除去計画なし】100%(汚染責任あり)、25%(汚染責任なし) ➢ 【除去計画あり】50%(汚染責任あり)、12.5%(汚染責任なし) 汚染税の徴収は財産税と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 殺虫剤は製品1kg(または1ℓ)あたり健康負荷、環境影響、環境行動ストレス、基本税の合計値で課税： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康負荷(140DKK/kg) + 環境影響(140DKK/kg) + 環境行動ストレス(140DKK/kg) + 基本税(20DKK/kg) 殺生物剤はVATを除く製品価格に課税(同上)： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 害虫防除以外の化学殺生物製品 40% ➢ 昆虫、野生哺乳類、鳥類抑止の化学殺生物性製品 30% ➢ 藻類の成長を制御するための化学殺生物性製品等 3%
税収・使途	<ul style="list-style-type: none"> 330,000USD(2023年) 税収の配分は除去計画の有無で異なる。 <ul style="list-style-type: none"> 【除去計画なし】全て地方課税区(カウnty)に配分 【除去計画あり】Contaminated Site and Development Account(浄化補助金基金)(5%をカウnty、95%を州)に充当 	<ul style="list-style-type: none"> 810百万DKK(2024年見込) 一般会計

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1USD=約127円、1DKK=19円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) ミネソタ州「2023 Minnesota Statutes」、「Supplement to the 2022 Minnesota Tax Handbook」、横山(2010)「税制のグリーン化と固定資産税」『資産評価情報』176、2-7、デンマーク政府

「Bekæmpelsesmiddelfgiftsloven」等より作成。

諸外国における渋滞税の状況

- 英国のロンドンは、公共交通機関の利用促進のため2003年に渋滞税を導入。
- 2007年にスウェーデンのストックホルム、2012年にイタリアのミラノでも導入。

		英国(ロンドン市)	スウェーデン(ストックホルム市)	イタリア(ミラノ市)
制度名		・ 渋滞税 (Congestion Charge)	・ 渋滞税 (Congestion Taxes)	・ 渋滞税 (Congestion Charge - Area C)
導入目的		・ 2003年に、自家用車から公共交通機関・徒歩・自転車へ移行を促すことを目的に導入。	・ 2007年に、道路アクセスの容易性や環境の改善を目的に導入。 ・ 2016年に、高速道路 (Essingeleden) を対象に含める。	・ 2012年に、道路交通の削減、自転車道や歩道整備の収入確保、事故や大気汚染等削減を目的に導入。
対象	車両	・ 中心部を走行する自動車(バイク、緊急車両、タクシー等は非課税)	・ 中心部を走行する自動車(バイク、緊急車両、大型バス等は非課税)	・ 中心部を走行する自動車(電気自動車、緊急車両等は非課税)
	規制期間	・ クリスマスから元旦を除く毎日 ・ 7:00~18:00、休日は12:00~18:00	・ 平日(土日、祝日等を除く) ・ 6:00~18:29	・ 平日(土日、祝日除く) ・ 7:30~19:30
税率		・ 15GBP/日で域内を自由に往来可能(自動払い、当日払い、前払い等) ・ 通行後3日以内に支払う場合は17.5GBP/日。 ・ 域内居住者は90%減税。	・ 中心部、高速道路とも11~45SEK。1日の上限額は自動車1台当たり135SEK(オフピークシーズンは上限105SEK)。 ・ 交通量が多い時間帯の税率を高く設定。	・ 7.5EUR/日で、域内を自由に往来可能。(EURO 0~2の自家用車、EURO 0・1のバス等は上記時間内の立入不可)。 ・ 域内住民は年間50日は無料、51日目以降は3EUR/日。
データ収集・課税方法		・ ゾーンに出入りすると、カメラがナンバープレートを記録。自動払い登録者は、口座振替またはクレジットカードで自動課税。その他は、自己申請によるオンライン決済。	・ ポイントにカメラが設置され、車両のナンバープレートを記録。一か月ごとに、口座振替、電子請求書払い、銀行振込等で支払い。	・ ゾーンに入る車両のナンバープレートをカメラで記録。進入車は、webサイト等で電子チケットを購入し、ゾーンに入った翌日の0時までには有効化する。
罰則		・ ゾーンに入って3日以内に税を払わない場合、PCNと呼ばれる督促状が郵送される。 ・ 14日以内に支払う場合は90GBP、28日以内は180GBP、それ以降は270GBPの罰金。	・ 期限内に支払わない場合、500SEKの罰金。	・ ゾーンに入って7日以内に、22.5EURのチケットを有効化すると罰金を回避可能。 ・ 期限内に支払わない場合、80~335EURの罰金。
税収・使途		・ 3.6億GBP(2022年度) 税収はロンドンの交通の改善に活用。	・ 18.2億SEK(2022年) 税収は地下鉄の拡張等の公共交通機関の拡大に活用。	・ 3,285万EUR(2019年) ・ 税収は公共交通機関の強化、持続可能なモビリティの開発等に活用。

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1GBP=約163円、1SEK=約13円、1EUR=約140円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) ロンドン交通局ウェブサイト「Congestion Charge」、ロンドン交通局(2023)「Annual Report and Statement of Accounts 2022/23」、スウェーデン運輸局ウェブサイト「Congestion taxes in Stockholm and Gothenburg」、ミラノ市ウェブサイト「Area C」、ミラノ市(2021)「Rendiconto della Gestione per l'Esercizio 2020」等より作成。